

第 55 回 吹田市情報公開運営審議会

- 1 日時 令和 4 年 8 月 5 日（金） （開会）10 時 00 分 （閉会）11 時 00 分
- 2 場所 吹田市役所 高層棟 4 階 特別会議室
- 3 案件 （1）令和 3 年度 情報公開制度の運用状況について
（2）その他
- 4 出席委員
（会長）木下 智史 （副会長）荒木 晋之介
西形 方良 春貴 勇力 山根 茂男 吉川 英次
- 5 欠席委員
磯野 新 相馬 孝 竹原 佳子 山口 正樹
- 6 出席市職員（事務局）
市民部長 高田 徳也
市民総務室長 東田 康司 参事 川本 義一
主幹 井手本 治夫 主任 平井 由希子
- 7 傍聴者
無し
- 8 議事要旨
事務局： ～委員紹介、事務局紹介～

事務局： ～案件（1）令和 3 年度 情報公開制度の運用状況について

資料に基づき説明～

委員： 都市計画部での決定件数 88 件のうち 33 件については、建設リサイクル法に基づく工事の届出台帳について、複数の請求人から毎月同様の請求がされているとのことだが、これはどのようなものか。

事務局： 建設リサイクル法では、特定建設資材を用いた建築物の解体工事又は新築工事の実施にあたっては、発注者から自治体への届け出を義務付けています。これを受けて開発審査室が毎月作成しているリサイクル台帳に係るもので、事業者から公開請求がされています。

委員： この台帳は何かの添付書類として必要とされているものか。

事務局： 開示後の状況についてはよくわかりませんが、請求者が事業上で利用されているようです。

委員： 新型コロナウイルス感染症関連の公文書について、不存在が多いようだが理由はあるか。

事務局： 新型コロナウイルスが存在するかどうかを調査研究した資料など、市の事務事業の範囲外のことに係る請求については、不存在となりました。

委員： 令和３年度に審査会が出した答申は５件とのことだが、積み残しは何件あるか。

事務局： ７件ございます。１件につき最低でも５回審議を行うこと、意見書のやり取りに時間がかかることなどからこのようになっておりますが、課題として認識しております。

委員： 積極的な情報提供は、どのような根拠で行っているのか。

事務局： 吹田市情報公開条例第２７条に基づき、広く情報提供施策や情報公表施策を行っております。

委員： オープンデータの推進については吹田市でも取り組んでいるところと思うが、ホームページを見るとＰＤＦが非常に多く、またエクセルファイルであってもデータとして利用するには不便な形になっている。改善すべきではないか。

事務局： 吹田市オープンデータの推進に関する指針を情報政策室が定めておりますので、ご意見として伝えてまいります。

委員： 吹田市公文書公開請求の決定内容の資料の中では個人名や会社名は伏せられているが、公募選定された事業者については会社名が公開されている。これは選定された事業者だからという理解でよいのか。

事務局： お見込みのとおりです。選定事業者を含む選定結果については、市のホームページですでに公表されていることから、資料でも公開しております。

委員： プロポーザルに係る提案書が請求された場合、どのように公表しているのか。事業者の知的財産権のようなものは守られているのか。

事務局： 事業者の技術上の秘密に係る情報が含まれると判断すれば、吹田市情報公開条例第７条第２号により非開示としています。また同条例第１４条に基づき、提案書を提出した第三者へ意見提出の機会を与える等しており、いずれも同条例に基づいた判断となります。

事務局： ～案件（２）その他として、個人情報保護制度の見直しについて説明～